次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和８年11月20日

静 岡 県 知 事　　鈴　木　康　友

１　調達内容

⑴　購入物品及び数量　一般作業衣　一式（仕様書のとおり）

⑵　購入物品の特質等　仕様書による。

⑶　納　入　期　限　令和９年３月12日

⑷　納　入　場　所　仕様書記載による。

⑸　入　札　方　法　総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

２　競争入札参加資格

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格において、「繊維・被服」の営業種目について競争入札参加資格を有する者であること。

⑶　当該物品を納入する能力を有する者であること。

⑷　静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。

⑸　次のアからオのいずれかにも該当しない者であること。

ア　役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下各号において同じ。））であると認められる者

イ　暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

３　入札者に求められる義務

⑴　納入する物品について、仕様書に示す特質等を有すること。

⑵　納期限までに納入する物品を用意する能力があること。

４　仕様書・入札説明書の交付場所及び担当部局

⑴　交付場所及び担当部局

〒420－8601　静岡県静岡市葵区追手町９番６号

静岡県出納局用度課物品班

電話番号　054－221－2191

⑵　交付期間

令和８年11月20日から令和８年12月２日まで

ただし、受付時間は土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで(最終日は午後１時まで)とする。

５　入札執行の日時及び場所

日時　令和８年12月８日（火）午前10時00分

場所　静岡県庁本館１階第２ワークステーション

６　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金

免除

⑶　入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑸　契約書作成の要否

要

⑹　詳細は入札説明書による。